

平成29年度 高齢者の交通安全行事



9月は、老人月間です。今年は「敬老の日」が18日ですが、平成13年(2001年)の老人福祉法の改正により、9月15日が「老人の日」、21日までの1週間が「老人週間」となっております。

この機会に、いろいろと行われる交通安全行事に参加し、交通安全について考える機会をもちましょう。また、周りの方々も、思いやり運転をするなど、高齢者の交通安全に十分気を付けてください。



行事の名称	日時	場所	参加対象者	主な内容
秋の全国交通安全運動	9/21 ～ 9/30	県内全域	県民	「子供と高齢者の交通事故防止」を基本として、各警察署や交通安全協会等では、高齢者自身の交通安全意識を高めるとともに、一般者の高齢者に対する保護意識を育てる。
あわない・起こさない シルバー無事故運動	7/1 ～ 10/31	県内全域	県内に居住。 交通ルールを守り、無事故をめざすことのできる 3～5人1組のチーム(3人以上は65歳以上)	高齢者が3～5人1組でグループを組み、交通事故にあわない・起こさないよう気をつけ、交通安全意識を高めることにより、高齢者の交通事故防止を図る。 参加者に参加賞、また運動期間中、全員が無事故であったグループの中から抽選で特別賞を贈呈する。
高齢者 世帯等訪問事業	7/3 ～ 12/29	県内全域	県内 65歳以上 ・交通安全教室等に参加できない高齢者 ・交通事故多発地域周辺に住む高齢者 ・その他、交通指導が必要と思われる高齢者 ・交通社会になじんでいない高齢者	高齢者の歩行中または自転車乗用中の交通事故が多発していることから、交通事故の被害に遭いやすい高齢者の住む家庭や地域のサロンを訪問し、個々の高齢者に応じた交通安全学習を行い、高齢者の交通事故を防止しようとするもの。



